

第6回保育・療育検討部会	
開催日時	平成29年2月13日(月)午後2時30分から
開催場所	守口市役所 1階 市民会議室 106
議 題	(1) 開会 (2) 議題 ① 守口市における保育・療育についての審議 (3) その他 事務連絡 (4) 閉会
出席者	出席委員(10名) 東委員、上野委員、河田委員、郡司委員、下江委員、山本委員 房岡委員、西山委員、高橋委員、多井中委員 欠席委員(2名)

(1) 開会

【①部長のあいさつ】

(部会長)

それでは、おくれましたけども、第6回の保育・療育検討部会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席員について報告させていただきます。

(事務局)

本日の出席委員は、部会の委員数12名に対し10名でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議設置条例第4条第2項の規定を準用し、定足数に達しておりますので会議は成立しております。

また、今回の会議の議事録の署名を署名委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは本日の配付資料について事務局より説明させていただきます。

(事務局)

それでは配付資料の確認を行います。

まず資料1はA4サイズの1枚ものの座席表でございます。

資料2につきましては冊子ものの、守口市の療育についての提言書(案)でございます。

参考資料1につきましてはA4サイズの横向きで、発達の記録シート(記入例)と書かれているものです。これは前回の会議で委員から、門真市で作成した発達の記録シートを参考に、守口市でも乳幼児期から青年期までの一貫性のある支援を行うために、個別の支援計画を作成すべきとご意見があったことから、会議終了後に門真市さんのほう

に連絡をいたしまして提供いただいたものでございます。

なお、前回の会議では、これを参考に守口市バージョンを作成いたしました。本日の会議に提出してほしいと、このようなご要望がありました。中身を実際見てみますと、作成するには各福祉・教育・保健等の分野の関係各課との調整が必要なものが多く、短時間で作成することができないことから、本日の会議資料といたしましては、参考資料という形で門真市で作成をされた発達の記録シート、こちらを提出させていただきます。

守口市バージョンにつきましては今回の提言をいただいた上で、各関係機関と連携を図りながら検討を今後行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

資料の確認をお願いいたします。そろっているでしょうか。

それでは早速、本日の議題に入っていきたいと思います。

まず3月に開催する子ども・子育て会議で守口市に対して、療育にかかわる提言書を提出予定となっておりますが、本日の会議はそれを受けて提言書を作成していく予定です。前回の会議でエリアごとに専門的な職員を派遣し、巡回保育を充実させ、療育支援を行っていく議論を行いました。もう少し議論を行いたいという委員会の意見もありました。それでその専門職の位置づけや、そういうことに対する議論を深めたいというご意見がありました。本日提言書を作成していく中で、その部分をやっていきたいと思っておりますので、ご了承くださいと思います。あとでそしたらその第3部のところ、3部構成になっておりますけど、そのところでやっていきたいと思っております。

そこで前回に引き続き議論を行っていきます。それで今回はまず、資料2を見ていただくと、資料2が守口市の療育に関する提言書(案)でございます。それで、これは第1回から第5回の保育・療育部会において議論を行ってきた内容を踏まえ、作成した提言書(案)です。

内容については、1はじめに、2療育支援の現状と課題、3提言の3部構成となっております。第2療育支援の現状と課題については、この部会で委員から話のあった状況や課題が管下で認識している現状について記載されています。

また、3の提言については今までの部会で委員からあった意見や内容を踏まえて、本案を作成しております。提言書については3部構成になっておりますから、1回に全部やるのはちょっとしんどいので、一つずつこなしていきたいと思っております。それで3部構成になっておりますので、まず最初に守口市療育についての提言書(案)1について、1

(事務局)

はじめについて説明をお願いしたいと思います。

それでは説明をさせていただきます。

まず、1はじめにつきましたは、ここでは平成27年4月からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度や守口市子ども・子育て支援事業計画、また市立施設の再編整備計画に加えながら、本会議提言書を作成するに至った経緯などを説明させていただいております。

子ども・子育て支援新制度では、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、市町村の役割といたしまして、子どもや保護者の環境や選択に応じて、良質かつ適切な子育て支援を円滑に利用することができるよう、必要な援助を行うことが求められております。

そこで、各市町村では、平成27年度から31年度の5年間で1期といたしまして、子ども・子育て支援事業計画を策定しています。

守口市でも平成27年3月に、守口市子ども・子育て支援事業計画、こちらを作成させていただいております。

守口市子ども・子育て支援事業計画では、基本的な考え方として、子どもの視点に立ったさまざまな取組みを推進していくとあります。

また、障がいのある子どもの豊かな育ちと学びを支える体制を確保するとともに、特別な支援や配慮を必要とする子どもについて、早期の発見と対策を通して、成長を支える取組みを推進していくこととあります。

現在、各担当部署では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、さまざまな子ども・子育て支援施策を実施しているところであり、先日の子ども・子育て会議でも各施策の進捗状況を報告させていただいたところでもあります。

そのような中、守口市では、平成27年11月に市立施設の再編整備計画を策定いたしまして、今後の守口市の取組みの方向性として、就学前の教育・保育サービスは民間事業者からの提供を基本とすることや、市立施設の集約化を図りつつ、認定こども園に移行することが掲げられました。

再編整備計画では、今後も市立施設が担っていく役割として、特別な支援が必要な子どものセーフティネットとしての役割や、療育に関して専門的な知識、経験を有する職員の配置、また巡回指導等の充実を図り、保育教諭等のスキルアップに努めることとしています。

しかし、近年、療育を必要とする子どもが増加傾向にある中、市立施設だけでなく、民間施設におかれても障がいのある子どもを今以上に受け入れをしていただき、守口市全体で療育支援を行っていくこと

が必要であると考えます。

そういったことから、今回、守口市子ども・子育て会議で、「保育・療育検討部会」を設置し、療育に関する提言を行うに至った、このような内容を記載しております。

以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

ここでは、平成27年度からスタートした新制度や、守口における子ども・子育て支援施策について、今回、提言書を作成するに至った経緯、歴史的な流れに触れています。それで文言として入っているのは、ほとんどがその今までに決められた守口が決定したそういういろんな施策の条文の中から抽出して形で書いておりますんですけども、何かこの部分で意見とか質問等はございますでしょうか。ある意味、歴史的流れで、この引用に近い部分なんで、この部分はもともとのやつがこう書いてあったからこう書いてあるというのが結構多いんです。ですからいじれないというのも事実、結構あるんですけど。

何かございます。何かあったらまた後で。

要はもう他のやつで決まったやつをそのまま書き写しているところがあるんで、今さらここをいじるとなると、もともとのやつをいじるとかそういうことになってしまうので、その辺はご容赦いただきたいです。

そしたら第2番目の項目、療育支援の現状と課題、この部分についてお願いします。

そしたら説明をお願いします。

(事務局)

それでは引き続きまして、ご説明をさせていただきます。

ここでは、今までの検討部会で委員からご意見のあった課題であったり、各担当部署が認識している現状や問題点、これを項目ごとに5つ挙げてございます。

まず1つ目につきましては、認定こども園等における障がいのある子どもの受け入れへの支援についてでございます。

認定こども園等においては、障がいのある子どもを受け入れ、必要に応じて加配職員の配置や、日常の保育、教育の時間内において支援を行っているところでございます。

現在、障がいのある子どもの受け入れを行っている場合、加配職員の配置など、支援を行うに当たって必要となる経費に対しまして、大阪府、また守口市から補助金等を交付しているところでございますが、対象となる認定こども園や認定子ども1号2号3号の種別によって、補助内容に違いがあることで、子ども一人一人に対して、適切な支援を実施できるような形を検討する必要があると、こういったご意

見をいただきました。

また、保育教諭等についても、守口市主催や各施設において、障がいのある子どもへの支援方法に係る研修を実施し、能力向上を図っているところですが、研修の周知不足、また開催時間が日中の業務時間中であることなどから、受講者が少ないのが現状でございます。

市立・私立施設に関係なく、守口市内の認定こども園などに勤務する保育教諭全体で研修などを行い、保育教諭の能力向上を図ることが重要であると、このようなご意見をいただきました。

続きまして次に、障がいへの保護者の理解や障がいのある子どもの保護者への支援についてでございます。

守口市でも、子どもの早期発見、早期療育のために、乳幼児健診等を現在実施しているところですが、保護者自身の障がいへの受容が不十分であること。また、我が子の発達や成長に対して気づいておられないことから、専門機関への相談を勧めたくても、認定こども園等施設で、保護者になかなかそのことを伝えるに、また伝えることで、今まで培ってきた信頼関係が壊れるおそれがあることから、やはり保護者にそういったことをお伝えするには躊躇するということなどご意見をいただきました。

しかしながら、障がいについては早期発見、早期療育により、成長を本人の成長を促し、本人はもちろん保護者やその家族にとってもその後の人生を大きく左右することから、保護者自身がそのことを理解できるような環境が重要であるとのことでした。

また、保護者が子育てに対してどのようなささいなことでも相談できる環境が必要といったご意見もいただきました。

現在、守口市では、利用者支援事業といたしまして、子どもや保護者からの相談に応じ、情報提供や助言を行う専用電話窓口を開設しておりますが、もっと周知を行い、保護者などが気軽に相談できるような環境を整えることが必要であるとのことでした。

続きまして、③の卒園・入学等のステージ移行時における切れ目のない支援についてでございます。

守口市においては、現在、各施設において個別の支援計画書等を作成し、子どもの療育支援を実施しております。しかし、保護者にとっては、卒園や入学など、ステージが移行するたびに、子どもの状況や今まで受けてきた療育内容などの説明を繰り返す必要があるなど、大きな負担感があります。子どもの実態や支援の必要性、支援内容等を各支援機関が情報共有し、卒園・入学等でステージが移行しても、確実に引き継ぎを施設間で行うことで一貫した支援を行うことが

できると、このような体制が守口市でも必要であるのご意見でした。

4つ目の児童発達支援センター（わかくさ・わかすぎ園）での支援の充実についてです。

わかくさ・わかすぎ園では、療育が必要な子どもに対して、通所クラスや個別専門療育クラスでの療育のほか、保育所等訪問支援など、さまざまな支援を行っているところでございます。

しかし、現在、わかくさ・わかすぎ園の定員には限りがあることから、わかくさ・わかすぎ園を退園し、認定こども園などに通園することとなった児童への並行通園ができないなど、療育を必要としている子どもの利用実態に合ったサービスが提供されておらず、その結果、支援の空白や支援が途切れてしまうということがある。このようなご意見をいただきました。

利用者のニーズに合わせた形で、わかくさ・わかすぎ園の療育支援を充実させていくことが必要であるとのことでした。

最後に、認定こども園等で療育を行う際の専門的な知識を持つ職員からの指導についてでございます。

現在、守口市では、巡回保育や巡回相談などを実施し、専門的な知識を持った方から療育や障がいのある子どものいるクラスの運営方法などについて、保育教諭へ指導を行っております。しかし、対象施設の数に対して巡回保育等の実施回数に限りがあることから、各施設への訪問は年に数回程度となってしまう、子どもの成長には継続した療育支援が必要ですが、それを実施するためには訪問回数などを増やす、そういった対応が求められています。

また、障がいの内容も多様化しており、保護者のニーズや障がいの内容に応じた専門的な支援を行っていくには、より専門的で多様な方からの指導を受けることが重要であるとのことでした。

以上、5つの項目に分けて、今までの第1回から第5回までの会議で委員から意見のあった内容等を踏まえ、現状と課題について記載しております。

なお、次の3提言につきましては、一部項目を分けてはございますが、この5つの項目に沿った形で提言をまとめさせていただいております。

以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

今までのこの会議で出ました、委員から出ました意見等を、それから各部署における認識を踏まえた形でこういうふうに5つの項目に課題があるということで案としてあげさせていただいております。そ

れでちょっと5つもありますんで、ちょっと順番にちょっと何かご意見があれば。

まず、前文のところはこういう形でもよろしいでしょうか。第2、療育支援の現状と課題という形で。これ、また後で何かありましたら言ってください。

それで1番目、認定こども園等における障がいのある子どもの受け入れの支援という、この文章があります。これはいわゆる加配等における経済的というか、そういう支援等、それから補助金ですね。

もう一つはその保育にかかわる職員、教職員の保育教諭等の能力向上のための研修という2本立ての文章になっております。が必要であるというふうに、何かこの部分ではどうでしょうか。

(委員)

その中身自体というよりも、その内容の書き方、示し方なんですけれども、今、部会長がおっしゃっていただいたように、この中にはその加配の部分と教諭等の研修の充実というのは2つの側面のことが書かれているので、その中のアとかイとかというふうにして小見出しみたいにして書いたらもっとわかりやすくなるんじゃないかなと、単にそういう書き方だけのテクニカルの問題だけです。

(部会長)

はい。むしろ分けてしまったほうがいいのか。

(委員)

あとは、あとの提言との関連もなんですけれども、こっこの番号と、現状と課題の番号が提言の番号とは合っていないところがあるので、ここは合わせたほうがいいんじゃないかなという、これはテクニカルな。

(部会長)

もう完全にここの部分が、提言の場合は2つに分けてあるんですよ。だからもう6つに分けますか。どうします。そのほうが提言と関連一体したようになるという。

(委員)

そうです。提言と一体になっていたほうがわかりやすいかなというのは。どちらでも。

(事務局)

今、委員からご指摘のあったように、この項目の2と3の提言と現状と課題、ここに番号を振ってあるんですけれども、提言が6つに分かれていますので、6つの項目に分けた形で現状と課題についても、一つこの間に入れさせていただく形で修正をさせていただきたいと思えます。

(部会長)

1番目のところ、何かありますか。なければ、その次のページ、障がいへの保護者の理解や障がいのある子どもの保護者への支援というところ、何かあるでしょうか。

(委員)

ちょっと細かいただの文言のことなんですけれども。

(部会長)

いいです。

(委員)

上から3行目のところ、障がいであることを受けとめていうの

が、子どもに障がいがあるっていうことを受けとめるっていう意味であれば、障がいがあるに変えたほうが良いと。障がいであるではなくて、障がいがあるに。

(部会長)

他、何かありますか。足すべきこととか、この部分は強調せなあかんとか、そういうことで結構ですので。なければ、ちょっと後でもう一回復習というか。

その次、卒園・入学等のステージ移行時における切れ目のない支援。

そしたらその次、児童発達支援センター（わかくさ・わかすぎ園）での支援の充実というところで、何かございますか。また後でそれで何かありましたら言ってください。後で提言のほうを読んでいたときに、また出てくる可能性があるんで。

最後、認定こども園等で療育を行う際の専門的知識を持つ職員からの指導というところ、これは現状認識なんで、また後の提言のところでも実際どういうふうになるかという話をしないとダメやと思うんですけど。

(委員)

下から3行目の、また、障がいの内容についても年々多様化というところの表現なんですけれども、守口市の他の文章がどうなっているのかを確認していただきたいんですが、例えばこの文章とかやったら、ここは障がいの状況とか内容っていうよりも、その程度とかいろいろいろんなことがあるので、障がいの状況というような言葉を使っていることが多いんですけど、この内容でいいのかなというのは。ただ、他の文章が全部内容になっているんやったら、そこは同じでいいと思うんですけども。

(部会長)

後で確認します。

(委員)

はい、後で確認してもらったら。

(部会長)

確認してもらって、それで合わせるということ。

(委員)

合わせるということ。

(部会長)

よろしいでしょうか。また何か後で出てきたら言っていただければ。

(委員)

1点だけいいですか。

言葉のこういう使い方があるんやったら、もうそのとおりやと思います。2番のところの最初の前文のところの2段落目の2行目のところで、乳幼児の健康診査という言葉が使われていますが、②のところは乳幼児健診等という言葉が使われています。それから実は提言のところのね、入ってしまいますが、③のところ、今度は乳幼児健診という言葉が使われて、等がついたり、等は何か別の意味があると思うんですが、問題なのは2番のところの健康診査という言葉をあえて使われようと思った中身とか。同じものであったら同じ言葉になります

し、全く、いや乳幼児健診とは違って健康診査という言葉で使われるということがあるのであれば、もうそのとおりです。

(事務局)

内容は同じ内容のことを指していますので、ちょっと保健センターと確認して、守口市としては適切な言葉を使いたいと思います。

(部会長)

よろしいですか。恐らく今後の統一をすれば、恐らく今診査というのが法律用語としては、いき始めていると思うので、(健診)になっている可能性があるんで、その辺確認してください。

よろしいでしょうか。また後で何か出てきたら言っていただければ。

そしたら肝心の一番問題になる提言の部分について議論をしたいと思います。

説明お願いできますか。

(事務局)

それでは最後の3提言についてご説明をいたします。

提言内容につきましても、検討部会で今まで各委員さんから意見や提案があった内容を踏まえ、作成をさせていただいております。

まず1つ目ですが、障がい児保育に関する私立認定こども園等への支援についてでございます。

先ほどの課題であった法人や認定こども園等の類型、また、認定子どもの種別に関係なく、障がいのある子どもに対して必要な支援が行えるよう、必要な補助を行うこと。また、障がいの程度に応じて必要となる経費を踏まえた加算、これが行えたり、また、診断書の有無にかかわらず、その子どもに必要な支援が行えるような制度となるよう取り組むこと。このようなご意見をいただきましたので、提言の内容につきましてもそういった趣旨を書かせていただいております。

次に、障がい児保育に係る研修等の実施による保育教諭等のスキルアップについてでございます。

従来まで行ってきた研修に加えまして、守口市内の認定こども園等における日々の保育・教育の質を高めることができるように、守口市が主体となって、量的・質的にも研修の拡充を行うこととしております。

なお、研修を開催する際には、対象職員の明示、また、各保育教諭等が参加しやすい時間帯の開催を心がけるなどの配慮を行ってほしいというご意見がありましたので、そのような記載をさせていただいております。

3つ目の保護者理解と保護者支援についてでございます。

保護者が子どもの成長・発達について知ることができる場を提供し、子どもの成長についての不安感を相談できる体制を検討する。このように書かせていただいております。

また、保護者が子どもの成長・発達について学ぶ場の提供につきましては、乳幼児健診や認定こども園等で保護者が参加する行事、こういった場で興味のある保護者だけが参加するような形にならないようにするとともに、障がいについてのピンポイントの内容ではなく、子どもの成長段階に応じた発達状況の話の中で、保護者自身が我が子どもの成長・発達と照らし合わせながら話を聞くことができるような場の提供、こういった形を求めています。

また、保護者支援につきましては、現在守口市で実施している利用者支援事業、こちらが広報等を用いて、日常の何げない疑問や不安、こういったことを相談できる窓口であるということを積極的に周知するとともに、対応する職員につきましても必要な研修を受講し、知識や能力の向上、これに努め、保護者の目線に立って最適な支援を行い、また場合によっては、福祉・教育・保健・医療、こういった関係部署への橋渡しが必要な場合にはそういった役割を担うこととさせていただきます。

1 ページめぐりまして、4つ目のわかくさ・わかすぎ園での療育支援の充実についてでございます。

先ほどの課題でもありましたが、利用定員に限りがある中、従来までの定員の考え方ではなく、週2日と週3日の利用児童で1人枠とするなど、保護者の利用希望にこたえることができるよう、従来までの定員の考え方を見直すことと記載しております。

また、部会で意見のあったように、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士などの専門職員による多種多様な療育支援を実施できる体制を整えることとしております。

さらに、受給者証の支給日数につきましても、部会で意見があったことから検討を行うように記載をさせていただきます。

次の認定こども園等への療育に関する専門職員等の派遣についてでございます。

現在、守口市全体で実施している巡回保育等につきまして、認定こども園や保護者が求める療育支援、また、日常の保育を実施できるよう、エリアごとで区分けをするなど、小回りのきく体制とし、専門職員である作業療法士や理学療法士、臨床心理士などの専門職員を派遣し、巡回保育の充実を図ることとしております。

また、療育支援の中心的な役割はわかくさ・わかすぎ園であるとの考えから、施設、認定こども園等での施設での支援が困難なケースにつきましては、わかくさ・わかすぎ園を初めとした専門機関と連携をいたしまして、より専門的な支援が行うことができる体制の整備を整えております。

最後の、障がいのある子ども一人一人に対する一貫性のある支援計画の作成についてでございます。

保護者に負担をかけずに子どものさまざまな情報を各施設間が共有することで、支援機関同士が同じ目的や方向を向いて、迅速かつ切れ目のない一貫した支援ができるよう、他市の事例を参考に支援計画等を作成することとしております。当然、関係部署間での情報共有を行う上で個人情報保護法等の規定に基づき、個人情報の取り扱いには留意することや、セキュリティー保護を十分に行うことも記載をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、今までの5回の検討部会で委員からいただいた意見や提案等を踏まえて作成した提言になってございます。以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

6項目あるんで、一つずつちょっと、それで後でもう一回この6項目以外に何か足せばいいこともあれば、それも足せばいいと思うんですけども。

1番目、障がい児保育に関する私立認定こども園等への支援ということで、この内容でよろしいのでしょうか。

(事務局)

すいません、先ほど1をア、イに分けてくださいと話して、これそんなきっちり対応しなくてもいいかもしれませんが、もしくはもう対応させるんやったら順番を変えないと、1のところではア、イに分けるんやったら、2番が3番になっていくわけですよ。ずれていくんですけど、その3番の卒園・入学時のステージ移行時という課題等が、6番の障がいの子ども一人一人に対する一貫性のある支援計画の作成に対応しているとすると、順番を変えたほうがわかりやすいかなと思うんで。2番が3番になって、3番を6番にして、4番が3番になって、ちょっとややこしいですけど、その3番の、課題のところの3番を一番最後に持っていったら全て1対1対応で順番にわかりやすいので、ひとつその順番にさせていただきたいということが大前提としてはあるんで、それだけです。

(部会長)

わかりました。はい。そしたら整合性というか、1対1対応がしやすいようにしていただけますか。

(委員)

すいません、①の内容に関連して、2点あります。

真ん中のところに、統合教育・保育なんですけど、最近あんまり統合教育って言わない。このあたりはちょっと教育委員会のほうに、守口市さんはこの統合教育っていう言葉で統一してるんだったらそれでもいいのかもしれないんですけど、ここは最近はインクルーシブ教育とか、それを日本語にして包摂的教育というとか、何か統合教育って

う言葉をちょっとそういう表現をあまり最近使ってないんじゃないかなと思うので、教育委員会さんのほうに確認していただけたらいいと思います。それが1点で。

もう一つは、その次の行の障がいの診断書の有無にかかわらずというところなんですけども、⑤のところでは、障がいの診断の有無にかかわらずとなって、診断書になってないですし、ここの①のところも障がいの診断の有無にかかわらずで、書はとってもいいんじゃないかなと思うんですけど。ただ、加算だからやっぱり診断書がないとだめなのかな。診断書じゃないとだめ。診断があるなしだけでは、その辺との兼ね合いで、もしどうしても診断書って、あえてここが必要ないんだったらいいんですけど、後ろはそうじゃないし、何かその辺が、そこは必要だったら書を入れていただけたらいいと思います。必要じゃないんだったら合わせといたらいかなと思いました。

(部会長)

どうしますか。

(委員)

ちょっとたぶん一緒のことでしょうけど、①番に書いてある診断書の書つきと、⑤番の診断というのは、若干診断の意味が違うかなと思うんで、もう①番はその診断書がないから、あんた診断書がないからって断られるっていう、診断はついているけど、診断書がないからっていうのはあかんっていう意味で書いてあって、⑤番のほうは、診断書とか診断がついているかどうかなんか関係なしに、とりあえず診断がなければだめですっていうような文面なんで、これはもうこのまま書がついているのとなしでいいかなと僕は思います。

(部会長)

一つはその補助金の加配のところで、市としては正式な書類を必要とするかどうか。

(委員)

必要としますよね。

(事務局)

3の①の障がいの診断書の有無の部分なんですけれども、補助金に関連してくるんですけども、大阪府の現在、幼稚園のほうに補助金をお支払いしている分は診断書の提出を求めているということがあります。ですので、この書き方としましては、その診断書の提出のあるなしにかかわらずというような形で記載をさせていただいたということになります。

(委員)

了解しました。

(部会長)

了解しました。このままでいいでしょうか。

(委員)

はい。

(部会長)

そしたらその前の統合教育という言葉は一度調べていただけますか。今はないやろ。インクルーシブ、横文字の。

(委員)

包摂っていつているか。ちょっと包摂ってわかりにくいので、インクルーシブ教育。

- (委員) ちょっと聞いてください。確かに統合教育っていう言葉はあまり使わない。
- (委員) もうちょっと古くなりましたよね。
- (委員) インクルーシブは使う場合があるけども、それでも難しいですね、言葉は。
- (委員) そうですね。文科省はインクルーシブ教育システムっていうけど、ちょっとインクルーシブ教育って断定しちゃうと、ちょっとかなり断定的になるので、何かぼやかしてインクルーシブ教育システムって使っているんだけど、その辺は守口市さんの市教委さんの言葉で統一されたらいい。
- (委員) あとね、言葉尻で気になるのが、実は補助という言葉が3つ入ってしまっていてね、先ほど言った補助というのはどちらかというとお金が絡んでいくものなんですね。補助制度、補助内容、補助ができるようになっていう言葉がありますが、このままでいいのか、それともこの補助が別にお金じゃなくて支援っていう言葉がいっぱい出てしまうので、あえて補助という言葉にしているのかもわからないんですが、最後のところなんかは、子どもたちに必要な支援ができるような制度とかいう、補助というのは難しいですね。
- (委員) 一番最後は補助はおかしい。
- ただそうなってくると、前にね、支援を要する子どもについているから、もう障がいの診断書の有無にかかわらず必要な支援ができるような制度となるようというふうに、もうつなげてしまうかですね。支援の支援になってしまうから、あえて補助にしたんだと思うんですが。そのあたりは考えてみてください。
- (委員) ちょっとそもそもで申し訳ないんですけど、私立認定こども園等とについてで、この等の使い方なんですけど、2の療育支援の現状と課題のほうで、保育所や幼稚園、認定こども園等（以下、「認定こども園等」という）というふうに書いてあるので、この等は保育所や幼稚園、認定こども園等を指すというふうに理解していいと思うんですけど、この等って実際にはね、小規模とかそういうのは入っているというふうに考えてもいいんでしょうか。それとも本当に株式会社さんがやっているようなそういうところも含めてと理解していいのか、ここはあえてぼやかしたほうがいいのか、その辺はどうなんですか。
- (事務局) 3の提言の私立認定こども園等、今ご指摘のあったとおり、要は幼稚園と保育所、認定こども園、この私立でも、また幼稚園とか保育所はあるので、こういう書き方をさせていただいているんですが。
- (委員) 対象となるのは、子どもたちのこと、まさに障がいを持っている

子どもたちのことを考えたら、その下に書かれてるように、さまざまな法人認定こども園様の類型に関係なくということが書かれているので、まさにどういう、守口で生まれて、守口で今教育・保育を受けている子どもたち全てに対して必要な支援を行うという意味合いととっていいんですか。言うたら、株式会社がどうかこうとかじゃなくて、まさに子どもという捉えでいいんですね。

(部会長) 　だから小規模であろうが、全てを含むという形でできるだけ広くとっていいということですね。

(事務局) 　はい、そのとおりでございます。

(部会長) 　さっき指摘があった、一番最後の文章はどうするかちょっと考えていただけますか。これ最後はその補助というよりは、これ支援やと思うけど、前に支援を必要とすること及び必要な支援ができるようになって絶対おかしいので。

(委員) 　確認になるんですけども、前のときにはこれは小規模は入らないというふうなことをおっしゃっていたような気がするんです。小規模やからちょっと少な目とかね、そんなふうにならないように、平等の補助ができるようお願いしたいです。

　実際、知人の1歳になっていない障がいのあるお子さんが、もう小規模保育所に入ることが決まっていまして、じゃあそれで小規模に入った。本人は希望してないのに小規模に入らざるを得なかった。さらにその補助が受けられないということであれば本当に格差が出ますし、そこをよろしくお願いしたいんです。

(委員) 　僕も別にそれはそれでいいんですけど、もしかしてその私立認定こども園等を、松下とかヤクルトの託児所までも全部入れてしまうと、そこにいる子のところに次の派遣の数が行ったりとか、私のところは巡回してもらってへんのは片手落ちやないかと言われると、別には全部見てあげたいと思ってるんですけど、マンパワーと経済的なことを考えて、どこまで入れるかはこれちゃんと決めとかなないと、この1番のところではもう全部ですと言うて、とうとう5番のところに来て、派遣するのは、そんなようけ回せへんから、やっぱりもう小規模と託児所はやめとこうかとかいう話になると、その文言の取り方がややこしくなるので、それは僕がお金出すわけじゃないからいいんですけど。お金のことがちょっとかかわってくるかなと。一概にそれはもう博愛主義的に全部見てあげたらええやんって言っちゃうと、後で困っちゃうかもしれません。

(部会長) 　いや、それは確かにそうなんですけども、逆に言うところは提言書を出すんであって、最終的には市がどうするかは市の財政するところの度合いとの兼ね合いになってしまうので、こっち側は提言書として

ほしいという、だから今さっき言われたように、だから例えば物すごく小規模で同程度でできるように文言を強く言うとか、そういうことは可能だと思うんですね。だからそうやってやるけども、市としては結局お金の問題でここから下削りますっていうことになるかもしれないし、それはその後のロビー活動というか、結局その問題になってくると思うので、ここではあくまでも提言書なんで、だから博愛主義的にやってもいいと思うんです。ただそれで、例えば問題なのは、1番に関しては民間の保育所に補助金に関してはもうちょっと強く言ってほしいとか、そういう文言あれば入れるべきやと思うし、正直な話。だからそういうふうに、どんだけ文言として強く入れられるかという問題がかかってくると思いますね。だから障がいのある子どもに対して必要な支援が等しく行えることができるようになっていうふうに書いていたらこれで恐らく全ての子どもに等しくなると思うんですけど、これ以上強く言うかどうかとか。

(委員)

何かそのご質問等が気になったのは、だからあえてぼやかしたほうがいいのか、そういうところにも後からここ書いているよみたいなことを言えるように、小規模もこれで含んでいるんですって、提言でね、私たちそう考えているんですよって言えるように、等に、等ぐらいでもいいと思うんですけど、僕個人的には明確したほうがいい。わざわざ私立認定こども園等というふうなことまで書いてあるのであれば、少し、例えば小規模ぐらいは、株式会社までを含むとかヤクルトの託児所まで含むのはわからんと思いますけど、でも小規模もできれば、小規模等も、そこに等を使って、対象にしてほしいということの提言ぐらいはしてもいいかなと個人的には思います。

(部会長)

皆さんの意見はどうですか。

(委員)

私はね、いいですか。きっとね、公立の認定こども園がその3ブロックの中心的な役割じゃないけれども、そこに例えば理学療法士であったり、そういう専門集団を集めていくというように、ほんで派遣していくという立場にあって、私立認定こども園をあえてここに出してきたというのはその意味合いがあるような気がしてね。等で全部広げてしまうんですが、私立の認定こども園の子どもたちに対して、しっかりこういうことをやっていますよということをここに書こうと考える中でこういう文言が出たのかもわからないなというふうには思っています。

それとあともう一つ、さまざまな小規模園がまた出てくるかもわかりませんし、株式会社とかいろんなのがあると思うのですが、その縛りをかけている。いうたらここはあまり出せませんよとかね、こういうことというのは行政サイドで実際にその申請内容を見ながら

判断していくことなのかなという気はするんですけどね。一律的にはできないでしょう。きっと。そうしてしまうと損得が出てくるかもわからないので。

(部会長)

どうでしょうか。

(委員)

このままでもいいんです。

(部会長)

いいんですけどね。

(委員)

私立ってということで一くくりに公立以外という意味で書いてあるんやったら、もうこの私立認定こども園等で僕は十分かなと思うんですけど。そこまで実際はなく。

(部会長)

事務局側からは。

(事務局)

ここの提言の内容というのが補助金に絡む部分になってきます。

補助金というのが当然公立は対象外なので、ここの文言を、私立というような書き方をさせていただいているというふうに、決して私立認定こども園だけですよという意味合いではないです。

(部会長)

このままぼやかした形でよろしいでしょうか。

(委員)

さっき部会長が言うてくれたんですが、最初の最後の補助というのはね、これ子どもに対して言っているっていう言葉で補助が、子どもにお金を渡すんですかという捉え方になってしまうので、言葉は最後の補助というのは言葉を変えられたほうがいいと思います。

(委員)

すいません、ここの補助の体制がもともと加配の人員に対しての補助金だったのが、障がいのある子一人につきいくらっていう形に変えていくということだったと思うんですけども、加配の必要な子どもに対してはしっかりそれがつくようにお願いしますっていうことを前のときに申し上げて、それでここに4行目のところに、子どもの障がいの程度に応じて補助内容に加算を加えるなど、統合教育・保育を行う上で必要となる加算内容も踏まえることとあるんですけども、その加配のためのお金なんだっていうことをちょっとはっきり明記してもらいたいなというふうに思うんです。

ただ、ただ単にこの子は支援がいるから、例えばちょっと物が要るからっていう子もいれば、やっぱり人をつけてあげないといけない。プラスするにしても、加算をするにしても、人をつけようと思ったら結構なお金がかかると思うんですね。そのことを人がつけられるぐらいにお金つけてあげてねっていうことがはっきりわかるような、何か文言、人員確保のためとかいうようなことを入れてほしいなと思います。

(部会長)

どうしますか。その辺は。

(委員)

人ですか。

(部会長)

はい。

(委員) 今の中で、例えば加配という人の補助という部分で、例えば車椅子じゃないですけどもスロープをつけるとかそういったことも一つのその支援かなと思うんですね。ですからその人、人というところの部分にこだわるんでしたら、そういった文言が必要ですし、そうじゃなしに、その総合的なというふうな形でしたら、こういったその文言はつけて一回書いていただくというのが必要かなと思いますけど。

(部会長) 個人的には総合的な支援だと思っているんです。
人のほうがお金がかかるかというところとそうでもない可能性もあるんですけど設備費のほうはその辺のほうがかかってしまう可能性も一時的ですけどかかる可能性があるんで、それは十分なその子どもに対する支援ができるような体制を踏むということで、それが人であるのか物であるのか、その辺はその状況によると思うんですけど。だからあくまでも子どもがきちっと保育・療育が受けられるような環境をつくるということが必要だと思っているので。その辺は皆さんどう思われますか。

(委員) 実はこれ、市に対して提言をする。特に1番なんかはお金がかかる話がちょっと書いているので、とても大切な部分だと思うんです。それにね、細かく書くと、もうそれだけになってしまうということになりかねないところがあります。

反対に読み方によっては、もう何もしなくてもいいっていうような捉え方になりかねないんですが、その辺は強く書いているかな。必要な支援が等しく行うことができるよう、補助制度となるように検討されたいということで、ここは人員的、物的も全部含んだ上でというふうに考えることでいいのかなというふうに。例えばあえてもう人目のことを言うのであれば、障がいのある子どもに対して加配教員の配置など、必要な支援がということはつくことができると思うんですが、本当に支援内容って、その加配教員だけの問題ではないかもわからないので、まさにどこまでもあります。車椅子云々じゃなくて、やっぱりトイレを改修したいとかね。それ実は国とか府からお金が出ていると思うんですが、もろもろのものが環境と整えようと思って出てくるので、このあたりでいいのかなと思ったりもします。それかももう一つ強くお願いをするかですが。

(委員) いいですか。とりあえずその加配のことをすごく強調したいんやったら人的、設備的補助って、わざわざ人的ですって、補助制度の中にはもうそれは入っているのは、普通は周知の事実なんでしょうけど、いやそれでもより一層にちゃんと人も雇ってよって言いたいんやったら、何か文言をちょっとつけてやればいいし、一番この方が言われているみたいに、もう全部入っているんで、そこまで強調しなくても

いいんやったら、もうこのまま普通に補助で全てを含んだ包括的な補助という意味で捉えられてもいいかなと思うんですが。

(部会長)

どっちしますか。

(委員)

もちろんこの文言見れば入っているのはもう明らかなんですけども。

うん、でもそれでも言いたい。その気持ちはよくわかるんで、どうしてもその辺は別に僕は反対しません。何かそういうさっきおっしゃったみたいに、加配的とか何か人的とかちょっと補助の前にちょっと文言つけて、ここを強調したいんですっていうのは入れとかはってもいいかなとは思いますが。

(委員)

強調してください。

(委員)

今のお話ですけども、やはり提言ということに関しては、具現化をするこの次の段階で、それがどのように行政にあらわれて、子どものところへ来るかというこの手続の段階が非常に求められると思うんですね。ここで、今おっしゃったように、これだけ書いとけば大丈夫かなっていうその次の段階は向こうへいくので、そこのところここで私たちが言っていること、皆さんが言っておられる意見を具現化していただける行政の方々の認識なり、それからシステムなり、そこら辺が次の今度私たちの教育システムの子どもたちへ来るわけですから、だからそこのところうまく言えませんが、加配がどうのこうのという細かいことをこれ以上書き連ねたところで、それがどう反映されていくのかというところ辺、そこが一番問題になると思います。厳しいことを言っています。

最終的にいただくのは私たちが子どもたちの環境になっていくわけですから、その辺がもうすごく難しいなと思います。

(部会長)

どうしますか。入れますか。入れといたほうが確かにそのプレッシャーにはなりよるかもわからんけど。

(委員)

じゃあ入れときましよう。

(委員)

入れといってもらえますか。

(部会長)

何て入れる。

(委員)

人的とか。

(部会長)

いや、人的じゃなくて、恐らく人的にソフトとハードと両方あるでしょう。

(委員)

そうです、そうです。もちろん。

(部会長)

保育を行う上で必要な人的、設備的加算内容を踏まえることって済まそうか。その統合教育・保育を行う上で、これ統合は変えますけど、上で必要となる人的、設備的加算内容を踏まえること。何か日本語としてはおかしいけど、もう一回ちょっと検討させて。

- (委員) 何かいい言葉あったらいいんですけどね。
- (委員) 設備以外にもお金使いますもんね。
- (委員) そうなんです。だから。
- (委員) そうなると本当に全部。
- (委員) 主に人的、設備的という。
- (委員) ほんで一番ね、例えば私立認定こども園のそこの経営をしたり、そこで仕事をされている方々にとって最も、そこなんですよね。だから人をつければそれでいいのかという話とまた難しいんですけどね。ただ、人は必要なんです。人は必要なんだけど、何かその言葉をです。
- (委員) 物的って言いません。物的につけて。
- (委員) 物的とも言います。人的、物的って何か。
- (委員) 刑事事件みたいなんですけど。
- (委員) 温かい言葉があったらいいなどは思いますけど。
- (委員) 関係設備とか。
- (部会長) 環境設備、環境も含むやからね。だからそういうようなことをどんどん広げて。ちょっとこれ宿題にさせてもらえませんか。絶対入れます。入れるから、ちょっと預からせてください。
- どっかで人的とか環境とか全部入れる形で、何か環境とか。
- (委員) 人的も物的も全て環境的構築っていうことに入りますよね。
- (部会長) 入るでしょ。だからダブってくるんですよ。
- (委員) そうですね。
- (部会長) 言えばいうほど物すごくダブリが生じてくるんです。
- (委員) そうですね。それによってスキルアップにつながらないとだめ。次につながらないとだめやと思うんです。だからその人的、そういうのができて初めて研修等に参加しやすくなるということはスキルアップ、キャリアアップができると違うかなと思うので、その辺もつながらないかなとか思っているんですけど。それは切り離していただいてもいいんですけどね。やっぱり。
- (部会長) 1番のところはこれでいい。その人的とかそういうのを入れるということだけでよろしいでしょうか。ですから2番のほうで、この研修の件ですけど、この文言でいいでしょうか。
- (委員) 今、国のほうがスキルアップ、キャリアアップのしおりというのをすごく言われていまして、それでこのキャリアアップ研修の創設なんていうのが国のほうでできていますので、その中に障がい児、乳児保育とか障がい児病児保育とか教育とかが入ってきているわけですね。だからその辺のそのキャリアアップ、国の制度のいうキャリアアップと、ここの研修によってスキルアップができる。その辺がどうい

うふうに現場としてはつなげたらいいのかなと。

(部会長)

なるほどね。整合性とか。

(委員)

整合性とか。それを入れたほうがより現場としては、何か仕組み、処遇改善とかにつながっていかへんかなと思って見ているんですけど。ただ研修だけすればいいというわけでもないと思いますし、それがやっぱりその制度に処遇改善につながるイメージを持たないと、何かただ単に研修会組んで、そこにいったらいいのかな。それをどういうふうに評価するのは私ら現場の序の仕事かなとか思ったりするんですけども。それとあとキャリアアップどうしたらいいかなと。これはこれで本当にいいんです。いいんですけども、この次の段階の何か答えが、私のあれだけかわかりませんが、あったらいいのになとか。

(部会長)

だから逆に言うと守口市は、その他のその団体とか保育士会とかいるんなところの研修と自分ところはこうやって主体的にやる研修との、要するにプログラミング上のすり合わせとか、そういうのはどうするかというのは全くここでは書いてないから、その辺は完全に無視した形で独自路線でいってという考え方でいいの。どうするの。大阪府はやるわ。国はやるわ。だからその辺で、守口市としてはどういうふうな。

(委員)

守口が立てた表があったじゃないですか。

(部会長)

あれは今年はある意味で独自路線に近いと思うんですよね。来年度以降、どうしていくかというのはまだ白紙ですよ。恐らく。どういうふうにしていくのか。1年目はちゃんとできるんです。2年、3年していくとだんだんだんだんネタ切れになってくるし、その辺の問題があると思うし。だから一文、例えば大阪府等の研修会というような国と、大阪府等の研修会と相互に連携した形をとるとか、そういう形の文章を入れるかどうかですよ。

(委員)

社会福祉法協議会の研修を子どもが通っている園では、研修に出るという話もあるんで、本当に何かたくさん種類があり過ぎて、たぶん先生方も行けるところに行く。やっぱり先に何か日程がやっぱりしっかりして、内容が何なのかというのがわからないとやっぱりというのが現場の先生たちの声なので、その辺をしっかりとにかく早めに日程と内容をついていうところだと思います。

(委員)

研修のね、日程の連携が図れてないですね。だからみんなで分かれて行くっていったら、もう幼稚園からっぽになるぐらい同じ日に詰まっていたり、時間がばらばらで、私なんか朝出て昼出て夕方出て、また夜出てってというような日があったりとか、先生方も行きたいのに行けない。行事と重なるとか。だからそれが言ってくるのが遅い場合も

ありますのでね、ここは先ほどおっしゃっていた公立・私立施設にとらわれず、保育教諭等の研修を行っていく能力向上、これは当たり前なんですけど、ここでその行政、例えば国とか府とか、そういう行政が行われるものの研修を通して、先ほど先生がおっしゃようなスキルアップなりいろんなこと、キャリアアップなりを高めて能力向上を図ることが望まれるというその辺のところ、行政間のいろんな国とか地方自治体とかっていうところ辺のことも入れてもいいのと違うかなというふうなことを少し思います。

ちょっと何かここだったら公立・私立施設にとらわれず、私たちのことだけになってしまっている、提言ならばそこでもう少し上のほうの研修をなさいって言ってくださる、お金を出してくださる方がちょっと主役で入ってもらわないと、私たちだけで研修を行うわけではないので、それを通して先生がさっきおっしゃったキャリアアップなりスキルアップにということが向上していくことにつながるというふうにさせていただいたらいいんじゃないでしょうか。

(委員)

他の施設がやっているのはそのとおりで、研修っていったら相当広くね、いろんなこと出てくるんですね。一方でこれが守口市に対する提言なので、そう考えるとね、もちろんこれからいろんな研修のスケジュールも考えていかないといけないけども、まずは守口市が中心になって研修をやりますよ、してくださいよということを、それだけお金出してくださいよという話なんですよね。講師も呼んで、いい人呼んでくださいよっていうんであれば、私はこの守口市が主体となってという言葉でいいような気がするんです。

(委員)

なるほど。

(委員)

国とか府とかね、これはもうそれぞれの各園のほうで、この先生の話いいよ、聞いておいでってそういう話になってくるわけで、そことはちょっと置いといて、守口市、守口市でしっかりしてやらんっていう形だと思うんです。

(委員)

私も別に広げるわけではないんですけども、スキルアップ、キャリアアップしていくためにはその辺も我々長としては、考えとかないかんと違うかなと。その辺のこともやっていくので、守口市のほうもそういうことを踏まえて考えてください。考えといってくださいという意味ですので、別に問題を広げたり難しくしていくつもりはありませんので、その辺。

(部会長)

文言としてはこれでいいですか。このままにしときますか。あくまでも守口市に対する提言という考え方で。

(委員)

でも何かもうちょっと、もう一つ何か欲しいなと思うんですけど、その何かね、何かが出てこないんですよ。もうちょっとこのス

キルアップ。

(委員) これは非常にいい内容だと思います。

(部会長) また何かあったら後でお願いします。

(委員) はい、別に。

(部会長) ちょっと時間の都合もあるし、後でちょっと順番入れかわりがありますが、保護者理解と保護者支援について、これ本来は後ろへ行ってしまおうと思いますが、これ3番目のこの部分に関して、何かございますでしょうか。

(委員) すいません、3段落目になるんですけど、要は気軽に相談できる窓口をもうちょっと増やしてほしいということを提言を行うということなんですけれども、これだと電話窓口しか設けないよということになっているので、もうちょっと相談窓口とかっていうふうにしたほうが、電話しかしないよの視点で、今のままでいいよと言うてる感じになるので、電話だけじゃなくてももう少しインターネットの広報のページを使うとかそういうことも含めてやっていただきたいという話にもなっていたと思うので、この辺がちょっと、電話だけを宣伝するんじゃないかって、もう少し広げた相談窓口を設けてくださいということ、それを周知するというを書いたほうがいいかなと思うんです。

(部会長) 具体的にどう書きましょう。

(委員) 気軽に相談できる窓口があることをでもいい。電話をもう。

(部会長) 抜いてしまいますか。これ例えば窓口（電話、ウェブ、それから市役所等の窓口）とかそういう括弧書きで全部並べますか。

(委員) そうですね。これはね、私はね、電話窓口って書いたほうがね、各地に電話窓口ができるからね、単純な話でね。窓口っていったらどうやろとなってしまうって、めんどくなくてなくて、誰か一人がそこについてしっかりと電話対応ができるっていう状況をつくって、今あるなら、もうそれプラスアルファにせなあかんですが、ないんであつたらもう明確にしといたほうがいいのかもわかりません。こういうのを絶対作ってやっていう話ですよ。

(委員) 今電話はあるんですよ。だから電話はあるんで、電話窓口だけじゃなくて、もっと作れって言いたいので、だから電話窓口があることだけじゃなくて、相談できる機関なり手段があることをもっと伝えてほしいと思うんで、それがもし提言でできるのであれば電話プラスウェブプラス直接訪問ということを含弧書きでも書いてという感じで、それを周知してくださいって。

(部会長) どうしますか。

(事務局) 園や周りの人に相談しづらい内容などについて、今ある現在の電話窓口に加え、新たなネットや機関を設置し、それを周知、それを広報

等を通じて子育て家庭等に積極的に周知を行うというふうによろしいでしょうか。

(部会長)

よろしいですか。

(事務局)

などなどを多用して。

(委員)

などを使うんだったら、もう本当に短目になるんです。それをどうするかですね。だから今の電話窓口っていうのはどんな窓口なんですか。

(事務局)

今、電話窓口は電話の番号がありまして、そこに一応それは子育て支援課の中にあるんですけども、そこで子育て支援課の職員がその専用電話にかかってくる内容を聞いた上で、各所管へ案内をしているっていうところになります。

最終的にどちらになっても、やはり最初にかかってくる子育て支援事業の中で、全てが関係する出来事ということにならないので、どうしてもそういうふうなことをお聞きになられたら、実際またこういうことで悩んでいたらどこへかけたらいいいのかなというのがわからないお母さんお父さんがそこへかけてこられる。

そこで子育て支援課のほうでファーストコンタクトをとらせていただいて、その後その内容に応じてちゃんとしたその現課へ対応をさせていただく。窓口っていうことになりましたら、保育幼稚園課の窓口も窓口になっていますし、無償化の関係でしたら子ども政策の窓口も窓口になってくるということになりますので、改めてその窓口だけの部署を作るというイメージでは市のほうとしてはないということなんですけども。

(委員)

電話相談窓口の名前みたいな、電話番号に何とか支援や子育て支援課で電話番号みたいな番地があるのか、何かそのホットダイヤルじゃないですけど、そういう何か名前があるのか、ちょっと私、その電話はちょっとわからないんですけど、今どういう表示なっているんですか。

(委員)

この6992-1033ですよ。

(事務局)

そうです、はい。

(委員)

だから利用者支援事業となっているので、これたぶん時間5時半までですよ。だからそうじゃなくて、例えばその24時間全てはよう言わなので、インターネットでもやりたいときにできる方法ですね。別にこの相談できる電話窓口があることっていうのを、電話を置くだけで十分だと思うんですよ。相談できる方法とかでもいいですし。相談できる機関が。

(委員)

そしたらもう電話を消してね、ここで一番言いたいのは、家庭等がその窓口があるよっていうことを知らない人がたくさんいるので、ま

ず周知をしていくことですよね、一番言いたいのが、それであれば、たとえ窓口っていっても電話もあるでしょうし、今言ったメールでね、それは24時間じゃなくても、ここにメールを送ったら返信があるよというものもあるでしょうし、また携帯なんか使って、今やっているところいっぱいありますよね。そういうのも含めてでいきますか。書いたらいっぱい書かなあかんっていう話になります。

(部会長)

それでコンシェルジュというのがつくのが来年度の予算から。いつの予算からや。子育てコンシェルジュがつくんです。それが提言書として、前の提言書には載っているんで、それを作ろうという話があって、それで今のところそれは中途でとまっているんですけど。それがある意味で窓口にいる人になる。

(委員)

前ありましたよね。

(部会長)

ありましたよね。そういう話しましたよね。

(事務局)

ちょっと今申し訳ありません、所管のほうの子育て支援課になっておまして、ちょっとそこでどういう対応になっているかというのは、確認ができておりませんので、改めて確認させていただいて、またご報告できる機会にさせていただきたいと思います。

(部会長)

実は私自身、前もって読ませてもらったときに、ここに一文、要するにそういう窓口業務もできる人材育成が必要であるというふうなことを書いたらと思っていたんですけど、コンシェルジュは、もうつくはずだからということで、その辺でどうするかというのでペンディングになってしまったんですけど。確実につくのであれば抜いてしまってもいいかもしれない。

(委員)

聞いたことないですね。

(部会長)

聞いたことない。でも要するにそういう窓口業務をできて、結局どこにどういうふうな振ればいいのかというのは結構知識がないと無理なんで、これは福祉だろうか、これは子ども家庭支援センターなのかわけわからんというのでは困るので、たらい回しの原因になるんで、そういう意味でそういう人材育成っていうのが絶対的に必要になると思うんですけど、その辺はどうします。どう考えます。

(事務局)

この提言書の中には、周知を行うとともに担当する職員、いわゆる相談を受けるコーディネーターという意味合いが担当するところでもありますので、この者に対する必要な研修等は受講させて、知識の向上に図っていくというのは提言のほうで記載はしているつもりなんですけども。

(委員)

ちょっと何かシビアな話をしてしまいますが、子育て支援課の相談窓口というのは幼稚園だけでなく、広いことですよね。小学校にも対してになっているので。ここで絞り込んでいっているとすれば、ま

さに認定こども園、幼稚園、保育所というようところが対象となってくるんで、先ほど部会長が言われたコンシェルジュというのはまさにそのあたりの知識を持ってね、さばいていく人というふうに考えた場合、この担当職員というのが別に正の職員でもなくていいわけなんですよね。考えたら。言ったら、そういう幼児教育にすごく造詣があって、ある程度法的なことも理解をされているような方なんかを本当は見つけたやつなんですよね。今から研修受けて勉強しいやって言ったら、それこそ長い時間かかってしまうので、そういう人を配置することが下に書かれていることやと思うんです。担当職員についてはということで、それだけの資質能力がある人をそういう立場に立てて、電話がかかってきたら、これは子育て支援課につないだほうがいいかな、これは福祉につないだほうがいいかなってような判断ができて、場合によっては幼稚園、保育所、認定こども園の内容なんかも話ができるような人ですね。そういう人が窓口で1人おられたら、やっぱりそんな話やったと思うんです。きっとね。

(委員)

今までの経験なんですけど、私、大阪府の幼稚園連盟で始めて相談研修員の研修をしようと。相談研修員を作ろうということで、1年間かけてそういうシステム作って、私ももちろん自分が10年以上経験があり、いろんな経験を積んでいる人でないと入れなかったんですけど、それに応募して1年勉強して、初級、次、中級、上級って3年かかるんですけど、初級取れば相談員っていう名前がついて、相談員で中級、上級っていうのは別段に書かないんですけど、園の前に教育相談っていうのを作ったんですね。それがすごく役に立ったんで、今もまだ続いているんです。大阪市は大阪市でまたその大阪府のやっている中から大阪市も特別研修っていうのをその中に、療育の障がいの部分を入れたのを作ってはるんです。

ですから守口市もそういうのをやられたらすごくいいと思います。

先ほどお時間かかるとおっしゃったんですけど、やっぱり時間かけないと、結局誰もわからないですよ。どうしていいかわかんない。臨床発達心理士がわかるか、病院で先生がわかるか、脳神経外科がわかるかでみんなばらばらに切っていくかかんようでは総合教育をしているようなね、総合の教育をしているような場所の先生たちは困るばかりなので、やっぱり先ほどおっしゃった、先生がおっしゃったような個別化できるような方、もちろん失礼だけど各園でそれに対応できるような人も養成していかないとだめなんじゃないかと思えます。

(部会長)

これそやから、まずここ問題なのは、まず最初に電話窓口の電話を外す。それでいいですね。

それで括弧書き要りますか。括弧書きは抜きで、窓口だけでいいですか。

(委員) はい。

(部会長) そうしましょう。それでこういうので、これをやっていく窓口業務をするための人材が必要だけど、それに関してはこのままで一応文言の中でそれは含まれているという解釈でいきますか。それとも人材育成が必要であるという言葉を入れるかどうか。

(委員) 育成する視点は書かれていると思うんですね。担当する職員については必要な研修等を受講させ、知識や能力の向上に努める。結局、このコンシェルジュというのはここに書いてある福祉・教育・保健・医療等の関係部署につなぐ橋渡しの役割なんですね。だから方向としては、もう書かれているような気はしたりします。

(部会長) そしたらもうそれで、なしでいきましょうか。

他に、今の2点以外に何かありますか。

なければ次いかせてもらいます。

4番目、わかくさ・わかすぎ園での療育支援の充実で、これは3つあって、ばらばらで3つ書いてあるんですけども、一つは定員の拡大というか、今まで1人で1週間という形になっていたのを、分けてちゃんと延べ人数でいくという考え方をしてくださいというのと、それから専門職員の増員、それから受給証支給日数の拡大という3つの点を書いています。

(委員) この1行目の週2日と週3日の利用児童で1人枠とするなどがあるんですけども、具体例を見て、その他いろんなことができると思うんですが、実際保育所に頼って行きたい、並行通園したいってなった場合、こんな週に2回も行ける人はいないと思うので、結局2週間に1回とか、月に1回ってぐらいになると思うんですね。だいたい今保育所通っている他のお友達とかでも、私もそうですが、月に1回、OTとST、月に1回ずつOTとST入れていたとして、2週間に1回のペース、月2回ペースでもうぎりぎりやなというような、仕事との兼ね合いが。となると、この週2日とあるんだけれども、それぐらいのペースでもいいのか、月に2回とかというのもちろんと入れてくれるのかっていうところがちょっと気になっています。

(部会長) この表現上の問題やね。この例があまりにも現実とかけ離れているんじゃないかというようなね。

(委員) 何かさっき先生が言われたように、延べで1人枠にするというだけでいいんじゃないですか。

ここに例を挙げなくても。延べ日数でカウントしてくださいということだけ。結局これ、例えば1か月28日とすると週に5回ぐらい平

日出えへん、祝日がないとすると、20日を1人見るというのを、人が違うんで週2日3日とか書いてあるんですけど、結局それ1人で全部使っていると考えるもいいということですよ。

そういう考え方にしないと確かにこんな書き方されてもわからない。もっと違う使い方している人も、月に1回出られて、0.25とかいう計算になってくるんで、あとは次で日数で割ってやれば1人枠が、これが1人枠というのが計算で勝手に出てくるので、確かに延べでもらったらどうですかね。

(部会長) 文章表現が。延べ人数で計算するというのか、月単位で計算するの

(委員) 週のほうが、月は日が違いでややこしいんで、週1人しか、毎日同じ子が来ていたらそれは1人という計算でいいでしょうね。週5日間毎日来ている子が5日間来たら5コマととるわけですから、それで5コマ分で1人枠。

じゃあそれが2人になったら2人枠になって、それが今度10コマを3人3回3回4回で分けて来ていたら、それでも2人枠という計算がしやすいんで、ちょっと月にすると祝日もあったりとか、何か31の日と28の日があると何かややこしいかなと思うので、通園クラスの定員の考え方は週に何コマ利用していますか。5コマ利用したのを1としてくださいと。それは午前とか午後とかあるんですか。

(委員) 1時間、だいたい1時間。訓練については1時間。1人、

(委員) 1人1時間。その日に3人見ることもあるわけですね。

(委員) そうですね。

(委員) ちょっと時間ずらして3人見てくれる。1日3人を見ていて、1週間やったら15で、それを割ると3人枠というふうにしてしまえば、計算はすごい簡単ですよ。

(委員) ただ訓練に関してはということなので、一応通園施設で保育として朝から通園しているのとまた別になるんで。

(委員) これは通園クラスの定員の考え方なんで、週2、週3とか週1とか月1とかいうのがどんどん入ってくるんで、もう延べ人数週で何コマ回りましたか。5コマ回ったら1人枠にしてくださいというふうにしたほうが計算はしやすいんで、そのほうが定員の考え方はそのほうが良かったと思います。

(部会長) ということですが、文章で書けますか。

(委員) ここもね、文章で言いたいのは上の1人枠にするなどということよりも、療育支援を希望する保護者のニーズにこたえることができるように、まさに量的拡大を図りたいということです。

だから、そのことをもっと強く言おうと思ったら、こんな言葉であ

らわせることができるよ。上の最初の1行目をこう変えることできるよっていうのであれば、それはよしだと思うんですね。反対に、同じ意味であれば、もうこれはこれでという話になってきますね。一番問題なのは、まさにもっと受け入れて、もっとニーズにこたえてということをお願いですよね。

(委員) フォーカスが違うんです。

(委員) 通園の場合は午前だいたい2時ぐらい、1時半か2時ぐらいまでだったと思うんですけど、午後からというのが週に2回ぐらい、午後から幼稚園、保育園行っている子が通うような教室があるんですけど、それ以外の日とかそういった面のところで、PT・OT・STといったような訓練を増やしてほしい。後から話出てくるとは思いますけど、専門の職員をもっと増やすという話にもつながってくるんですけど、そこで午後からを先生の枠も作って、そこで月1回通うであるとか、そういったものも含んで、また別に例を挙げるとするならばその辺もまた話が別で必要になってくるかなと思います。

(部会長) これ具体例みたいなのもう外してしまって。

(委員) そうですね。

(部会長) 療育支援を希望する保護者のニーズにこたえることができるよう、通園クラスの養育支援の量的拡大を図りたい。

また、訓練、何クラスというんやろ。

(委員) 訓練はこのOT・ST・PTなんですけど。

(部会長) クラスで使う。

(委員) 訓練という形で時間を。

(部会長) 訓練通所枠やろ。

(委員) ちょっと私わからない。

(委員) 実際それだけで通っている子はここにいないと思います。

(部会長) そうそうだからその拡大を図る。

(委員) それができないから、できないから名前がないんです。

(委員) ですよ。週1回2回通っているっていうのは、少人数での。

(部会長) だからこれまたその多種多様の支援ができるようにこれで増やして、そういう通所訓練の拡大を図りたいっていうような形で持っていくますか。

(委員) はい。

(部会長) それがどういうのか、通所訓練なのか、通所リハビリなのか何なのか、だからどういう名称なのか。

(委員) どちらも必要だと思うんです。

(部会長) だから両方、だから通園クラスを増やすのと、その訓練のクラスを増やしましょうという、両方増やしましょうという提言に。訓練のほ

うはその職員をちゃんと増やしてやってくださいよという形の文章に変える形でいいですか。

(事務局)

いや、わかるんですけど、上の量的拡大は通園クラスだけでいいってことですか。

他の話が出ていたのは、療育支援の現状と課題のところの4番の1行目、後ろのほうの個別専門療育クラス、これはわかきさ・わかすぎ園で言うてはる通所クラスともう一個のクラスの話やと思うんですけど。

(部会長)

それもそうやね。

(事務局)

これも量的拡大を求めているので、その辺クラスに入れへんほうがいいのかなと思います。

(部会長)

そうか、そしたらそれ抜きますか。

療育支援を希望するニーズにこたえるように療育支援の量的拡大を図られたい。それだけにしますか。

この辺ちょっともう一回、ちょっと一任いただいてちょっと確認しますわ。

(委員)

お願いします。すいません、現状と課題のほうで、現状は並行通園で受けることができないとあるので、その並行通園ができるようにという文言が。

(部会長)

これは今、並行通園ができないのは、基本的には定員枠の問題が一番大きいと思うんで、だからその量的拡大の部分ですればできるようになるというふうに考えているんですけど。

(委員)

もちろんそうです。それは2パターンということでしたね。通園クラスと通所。はい、お願いします。

(委員)

すいません、あと4番の点であと1個ちょっとこれは微妙というか何というかなんですけど、ちょっと思っていたのは、まだ予算がきちんと決まってないと思うんですが、4月からいわゆる無償化、保育・幼稚園無償化になるというのが何となく親たち間では決まったみたいな感じになっているんですけど、ちょっとわかすぎ園に通ってるお母さんから聞いたのは、保育は無償化になってもわかすぎ園は無償化違うというのをぼろっと聞いたんです。

こっちに関してはお金そのままかかると。要はいつも言われる障がい福祉と児童福祉は違うっていう、いつもの垣根なんですけど、提言としてはそこも保育を無償化するんであればこっちのほうもできればそっちを目指してほしいみたいなことをちょっと書いていただけるように。

(部会長)

それは入れましょうか。提言やから。

何かご意見が。

- (事務局) いや、先ほどの無償化のお話の中で、うち担当課ですのでご答弁しますけども、おっしゃるように認定こども園らについては無償化は決まりまして、あとは予算審議を待つのみという形になっています。
- わかくさ・わかすぎ園についても、今現在、無償という形に向けて検討はしています。今の段階で確定とはちょっと言い切れないんですけども、ただ我々ご提言いただく立場で言うのも何の話で申し訳ないんですけども、どちらかといえばこれから政治的な審議等をさせていただく中で、子ども・子育て会議として政治的な審議を必要とする提言がふさわしいのかどうかというのをいま一度検討いただけたらと思っております。
- (部会長) 逆に言うと無償化と言っていたほうがやりやすいついていうところがあるんでしょう。
- (委員) 市民が求めているよという。
- (部会長) そうそう、そういうふうに。
- (事務局) 無償化が入れやすいかと言ったら入れやすい。これはタイトルのとおり、保育・療育ですので、これと無償化がこぎつけようといったらかなりの提言のボリューム抱えますし、そもそもこの保育・療育等無償というのは、うちの無償はどの子に関しても無償という形で考えていますので、もう一度ちょっとご再考いただければと思います。
- (部会長) ということですが、どうしますか。
- (委員) 何となくその辺がちょっと微妙なんですけど、認定こども園とか他に関してもまだきっちり決まったわけではないと思うんですよ。ちゃんと議会が何かしなあかん。だからその辺はきっちり確保できるということであれば全然いいんですけど、この療育検討部会としてはその辺もちゃんと考えているよということのアピールするのであれば、ここでちょっと。
- (部会長) そしたら逆に言うと、もうちょっとマイルドな言い方するかとかです。
- (委員) 負担軽減。
- (部会長) 負担軽減の部分。保護者の負担軽減に努められたし。
- (委員) 気持ちの分でも結構ね、こっち勧められた、わかすぎ園を進められたとき、さらにお金かかるのっていう話にもなるんで、そういう部分をね、保護者の気持ち的なものも考慮していただけたらと。
- (委員) それは大丈夫でしょう。
- (部会長) 経済的負担の軽減に努められたしと。
- (事務局) 先ほどありましたように、負担軽減というのはもう全然問題ない。ですので、ちょっとご提案ではございますが、最後の部分ですね、図りながら検討を行われるとともに保護者の負担についても軽減が図

られたらと思っています。

(部会長)

それでいいです。

(委員)

基本的には療育障がいの子に、より一層に負担はかからないようにして当然ですけど。

(部会長)

当然やけど、これ縦割りやから、逆に言うと福祉になっちゃうんですよね。半分。だからその辺の部分で縦割り行政でここだけでは決められないところもあるし。

(委員)

難しいところですね。

(事務局)

今答えておっしゃっていただいたとおり、確かに今回幼児教育・保育の部分の無償化の議論の中で、わかきさ・わかすぎの利用者負担の部分についても議論されてきた経緯はございます。

その中で幼児教育・保育の部分の保育料については、市の条例の中で、わかきさも一緒なんですけれども、市の条例の中でその保育料というものは決定できるんですけれども、そこには国がおおもとを決めた国の保育料というのがありまして、それを参酌した中で、各自治体で決めなさいということになっていて、ある程度自治体での裁量権いうのを持っています。ところがわかきさ・わかすぎの場合は、これはもう福祉施策として国がしているものですので、一定全国一律の利用者負担になってあるというところがあるんです。

ですので、市でその部分をもう無償にするというようなことが手続上やはりなかなかちょっと困難だということがありまして、もしするというような形をとったとしても、大阪市さんなんかも今実は5歳児はやっておられるんですけれども、それは補助金という形で、そのご負担をいただける、でもそれを補助するというような形の負担の軽減を図っておられるというのが実情なんです。

したがいましてちょっと無償化というような言葉になりますと、少しちょっと我々としても抵抗といたらおかしいですけど、なかなかちょっとすんなりこう入ってこないという部分がございます。

(部会長)

わかりました。そしたら先ほど課長の言われた文言で。それでよろしいでしょうか。

(委員)

すいません、もう一つなんですけど、作業療法士や理学療法士の方の確保なんですけど、これが本当に難しいやろうなあって思っていて、というのも、今例えば50人の枠でわかきさ・わかすぎに通園していらっしゃる方がいて、でも1人につき、月に1回とかなんです。現在リハビリとかを受けられる。PT・OTは月に1回とかなんです。2か月に1回とかというのもあります。それを枠増やしていっぱい来たらいよいよって言って、あと50人来たとしたら、そのためだけに皆来るんやけど、もう人がすごく必要やなっていることで、ここが図ら

れたいって書いてあるからそれでいいんですけど、大変だなんていうのが本当に。

(部会長) 専門職でしたら給料的にも高いと思いますし、逆にまた恐らく実際問題小児を対象にした作業療法士とか言語聴覚士って日本はほとんどいないんです。そもそも。人数が。だからそういう意味でなかなか難しい。子どもの専門としている人はほとんどいないと思います。

よろしくをお願いします。人材確保。

(事務局) 提言をいただきましたんで、これを受けとめて対応はさせていただきますと思います。

(部会長) 4番目のところはそれでいいでしょうか。また何かあったら言ってください。ちょっと時間の都合もあるし、ちょっと。

5番目ですけども、これは認定こども園等への専門職員の派遣に関して、これでいいでしょうか。

(委員) すいません、ちょっと私の勉強不足なんですけど、この臨床心理士と公認心理師の違いは何でしょうか。ちょっと勉強不足ですいません。

(部会長) これを入れたのは僕なんですけど、法律上、昨年法律で国家資格として公認心理師ができました。臨床心理士は皆さんご存じのように民間資格です。

それで、ただ公認心理師が昨年度の法律で国家資格とできましたけど、現状0人です。国家試験が来年でしたっけ、30年からスタート、平成30年からスタートなんで、臨床心理士の人が今のところ考えられているのは恐らく講習会なりなんなりを受けて、受験資格を得て移行するという形になると思います。一応、公認心理師という名目上名前ができてしまっているんで、国家資格として、恐らく臨床心理士がこれからなくなっていく可能性もなきにしもあらずなんで、それで提言書としては一応入れさせてもらいました。0ですけども。

(委員) 公認心理師さんのほうは師匠の師を書くんですね。

(部会長) そうです。これはこだわりでこれをつけたんです。看護師とか医師とか一緒に、師をつけたんです。

(委員) 保育士に士をつけたときね、武士の士をつけるとは何事やと物すごい議論になったことがあって、私らぱっと見たら何か士のほうが。

(委員) 美容師とか理容師の師ですね。これね。

(委員) そうです。私らもね、保育士といったときに、弁護士さんとかね、だいぶん怒られたんですけど、何か調理士さんと同じような士になると違うかなとか。栄養士さんは武士の士でしょ。そんなんで。はい、わかりました。すいません。

(部会長) 現状、お話だと、来年度の予算も決定してしまっているんで、恐ら

くこれ実際問題は予算等の関係で、最短でも来年、再来年なんですね。やるとしたら。来年度。

(事務局)

30年。

(部会長)

うん、30年。補正では無理なんですよ。こんなん。難しい。

(事務局)

なかなかちょっと正直しんどいのはしんどいと思う。

(委員)

それは4番ですか。

(事務局)

そうですね。

(部会長)

4番だそうです。

(委員)

次いきましょう。

(部会長)

いいですか。次いきますか。

それで最後は、これは今日参考資料として上がっていますけれども、これがいわゆる門真のパターンですけれども、先ほど一番最初に説明がありましたように、問題は守口バージョンを出すという話だったんですが、ちょっと後でなかなかこれ見ていただいたらわかるように、この作成にかかわった部署と一覧表がどこかに載っていたと思うんですけど、かなりの部署が共同作業をしないとだめな状態になりますんで、それでそういう意味で、これ載ってなかったかな。共同。載ってない。それは書いてないんですね。抜いたんですね。それがああるんで、ちょっと難しかったんで、とりあえずこれに準ずる形のものを作りましょうという形になっています。

(委員)

実際、この支援計画、義務教育に入ると小学校団体から個別の支援計画、この発達記録シートの後ろから3枚目のところで、形式は違うんですが、小学校1年生から中学校3年生までずっと作って持ちあげていきますので、ただここに書かれている文章は特に書式がばらばらになっていましてね、幼稚園とか保育所、認定こども園さんなんかでもそれぞれのこの記録は作られていますね。

それが守口市として統一したものになっていくと、そのまま小学校に持ちあげていく。中学校に持ちあげていく。指導とか支援の継続性が出てくるので、ぜひともそういうものができ上がってくればいいなというふうには思います。すごくここに書かれていることはまさにそのことを言おうとしていて、よくあるんです。

認定こども園さんにしても幼稚園さんにしても情報が上がってくる場合と、その情報が上がってこなくて、後からわかってくる場合もあります。本当にどうしようこうしようということが時々起こるんですね。もしそれがきっちりと、例えば1歳半健診とか3歳児ですか、健診とかの資料も合わせて順番に続けてくれば、この子にとってどういう手だてが今最も必要なのかと見えてくる状態なんです。

ぜひともこういう支援計画が共通したもの、一貫性があるもの、守

口市としてのものができ上がってきたらいいなと思います。ただ、相当時間かかると思います。

(部会長) 相当時間かかると思うんで、だから提言の範囲にとどめたいというか、今日出すっていうのはもう無理なんだというのが。

逆に言うところの6番に関しては早急に作るとかそういう文面入れるかどうかです。

(委員) 今ね、それをいろいろと委員会の中でも議論している部分があると思います。うん、すごく議論はされていると思います。

(部会長) 何かご意見ありますか。そしたら一応これで終わりにして、振り返って何かまだあるんやったら。

(委員) すいません、この支援計画の作成、やはり作るのが大変だと思えますんで、それちゃんと作ってねっていう一言を入れて。

(部会長) 早急に、早急に。

(委員) それはいいかもわかりません。本当にこれは実はここに門真もあるぐらいですから、実際問題、作っておくことで、例えばわかき・わかすぎに行つてね、そういう訓練を受けていたんだなっていうことがわかれば、すぐそっち側につなぐことができますから、とても意味があると思います。

(部会長) 6番足すとしたら、早急に作られたしという形で、早急性をどこか入れるかぐらいにしといて、実際これ実は例えばこれ今日はないんですけど、かかわった部署がざっと一覧あるんですけど、例えば保健所は守口、門真で一つなんです。だからここに守口保健所も入っているんです。実は。だからそういう意味で、それは守口保健所は逆に言うところのこっちはあれを携えるときには参加してもらわなあかんで、経験のある方が入られるのは事実でありますので。

それで一応全部終わったんですけど、何か漏れとか強調したいところとかございませんでしょうか。

(委員) はい、じゃあちょっと最後にあれなんですけど、やっぱり認定こども園等の等は。というのは、守口市として来年度から公立保育所認定こども園化し、それから公立保育所を民間委託するというので、どんどん民間に任せました。

そのこともあって0、1、2が入れない待機児童対策としてやっぱり小規模さんを中心に頼りにされているっていう側面は守口市としてはあると思うんですよ。

なので、この提言を見たときに、まずは子ども・子育て会議の皆さんが見ると思うんですけど、そして市民ももしこれを見たときに、小規模に通っている方、小規模に働いている人が、うちは関係ないんやなと思われるのはちょっとまずい思うんですよ。あなたたちこそ、

たぶんいろんな研修も参加してもらいたいし、守口市なりのこういう機関を頼って、より認定こども園とも連携とらなあかん。0、1、2が終わったら認定こども園行かなあかんねんから、なので何かその辺をもうちょっと、この等に入っているというのはもちろんわかるんですけど、認定こども園等っていうところに、本当に最初の療育支援の現状と課題というところに保育所や幼稚園、小規模事業所、認定こども園等で、以下認定こども園等っていうのもいいと思うんですけど、この中に小規模事業所っていう言葉が一つも入って来てないのはちょっと気になったので、だからその辺をもうちょっとここはどこかにちょっと入れてほしいなど。あなたたちもきちんと考えていますよということは入りたいなというふうには思いました。それだけです。

(部会長)

足すとすれば、恐らく2の、大きな2の療育支援の現状と課題のところの2段落目、現在、守口市では、保育所や幼稚園、認定こども園等という、このところに。

(委員)

これって守口市は何をやっているかっていうことを言っているんですよね。ということは、ここには認可外とか私立とかは入ってないってことですよ。

(部会長)

小規模に関しては補助ですよ。出すからね。

(委員)

入っているんですよ。

(委員)

事務局に聞いたほうがいいかもません。結局、不都合が出てくる場合が。

(事務局)

議論の中、今、おっしゃられていましたように、市の補助金というところなんですけれども、今現状では小規模事業所におかれましては、平成27年度に小規模事業所というのができました。小規模事業所というのができましたけれども、そこには障がい児にかかっておられる方に対する補助というのは今のところはないんです。それが今の現状やということです。

今後、その市のほうとしても、一定同じような土壌でやっぱり考えていくべきいという考えはございます。しかしながら、やはり一定予算の制約という部分も、我々行政のほうとしてはございます。そういった部分から私どものほうが今回の提言については、部会さんのほうでの提言ということになりますので、そこはちょっと部会さんのほうでお考えいただきたいんですけども、今の現状という段におきましては、その小規模の中への補助というのが今はしていないというのが実情でございます。

(委員)

小規模保育所の、ごめんなさい、少しだけ聞かせてもらっていいですか。

事業所の保育料をとというのは、各その事業所がある程度の金額で決

めていくことができる。

(事務局) 小規模保育事業所は守口市が認可した施設ですので、守口市の保育料になります。

(委員) それで賄わなあかんということなんですね。それ以上、それ別のお金っていう。

(事務局) はい。公定価格というのがありまして、その施設さん施設さんによって、定員0歳、1歳、2歳の定員ですね、あとはそれぞれの状況に応じて運営というのは若干変わってきますが、おおむね守口市の中の小規模保育事業所さんはおおむね19名定員をとられますので、A型、B型によっては若干違いますが、金額は同じようなふうに支払っているというような形になっております。

ですから今、今年度までは保育料の徴収と公定価格とというふうな形になりますので、公定価格から保育料を差し引いた金額を市のほうからお支払いするというような形になっておりますので、来年度からもし無償化になりますと、保育料についても市のほうから施設さんのほうにお支払いするというような形になるというふうに思います。

(委員) そう考えたらどうなるんですか。

無償化に、小規模保育事業所も無償化になるんですな。

(事務局) はい、小規模保育事業所につきましても守口市の施設になりますので、守口市の条例に適用するというような形になります。

(委員) そういうその普通に考えたら、そしたらもちろん小規模事業所も中に今、私立認定こども園等に入っているということですね。

(事務局) 今の運営時の話とは別に、障がいについての補助というのは別にございます。ですので、補助についてはもともと27年度、小規模保育事業所ができたときに補助金の対象にするしないという議論はしていませんでしたので、もともとのおりの保育所認定こども園だけの補助というふうな形に、今現在なっております。

(部会長) 保育料に関しては入っているけど、加配の対象にはならないという。

(委員) 加配の対象には今のところ考えていないというか、予算が。ただ、そこに障がいを持っている、特に0歳、1歳の子どもたちが来たときに、障がい1歳児健診なんかでわかったときにすぐ対応できるような体制がないと困ってしまうと思うので。

(事務局) おっしゃるとおりなんですけど、まず今の現状は、そういった状態になっておりますので、今回の提言を踏まえまして、今後検討させていただきたいと。

(委員) ということは、提言に入れたほうが良いということですね。

(部会長) 入れたほうが良いですね。

- (委員) 今の話やったら。今回の提言を踏まえてって言われたら、入れる。
- (部会長) 入れてもいいということやもんね、逆に言うたら。
- (委員) 入れてもいい。
- (事務局) まず今の補助金自体も、保育士等、保育教諭が対象になる形になっているんですけども、そこについても実は検討せなあかんというふうに考えています。
- といいますのが、3、4、5歳でしたら大きくなっていますので、保育士、もしくは幼稚園教諭ですね、もしくは養護教諭は今補助金の対象になってないんですけども、そういった対象とする部分が今まで保育所は保育士、幼稚園は幼稚園の教諭というような形で分かれていたのが現状です。
- しかしながら、0、1、2歳になりますと看護師だとか、そういった対象になるような加配という部分の対象者が変わってくるのかなというふうにも考えられます。ですからそういった部分を踏まえて、来年度、慎重に検討したいというふうには考えています。
- (部会長) ということで、その2のところの以下認定こども園等の前のところに、小規模事業所、正式名称は何て。小規模。正式名称は何て。
- (委員) 小規模保育事業所。
- (事務局) 小規模保育事業所じゃなしに、事業の認可をしているというふうな形になりますので、ちょっとその辺のニュアンスが違うかなと。
- (事務局) 法律の名称は事業という、ただ便宜上、僕たちが生徒さんとお話しするときには事業をされている方なんで事業所事業所という言い方をしますが。法律上でいくと事業になるんで。
- (委員) もしね、入れるとすれば提言に入れていかないとあまり意味がないので。
- (部会長) そうかそうか。
- (委員) ①のところ、その小規模事業所という名称を入れなくても、それをわかるような言葉が入ったら、それで押さえがというか、制度的には押さえにいくんですよね。だから認定こども園等で権利を行う場合、ここからですよ、法人認定こども園の類型、これは小規模って何か類型あるんですか。何か言葉があったらいいんですけどね。それかもう入れてしまうかですね。
- (委員) うん、だからさっきも、一番最初にお話ししたときに、この等には小規模も入っているし、株式会社の側も運営するようなところも入っているっていうお話で、それで僕納得しているんですけど、これだけぱっと読むと、やっぱりうちは関係ないねんと思われるので、どこかにもし提言のところに入れるのであれば、もう私立認定こども園、あるいは。

- (委員) 小規模、もうぼつぼつ点入れてね、小規模事業所等という言葉に
してしまうかですね。
- (委員) はい、そうでしょうか。
- (委員) どうですか。どうですかって聞いたらあかんねんけど。
- (委員) 私立認定こども園・小規模事業保育所、この辺がちょっと法律用語
の兼ね合いがあつて。
- (委員) 小規模事業を行う施設。
- (委員) 等で。
- (委員) 名称を使ってもいいけど、正式名称は事業所。
- (委員) うん、その概念を指しているでしょ。場所じゃなくて。
- (委員) あくまでもここでは検討されたいという言葉なのでね、そんなに行
政サイドのほうも。
- (部会長) じゃあそれで。他、何かありますか。
ちょっと文言のほうでいくつか宿題になっているところ等ありま
すんで、その辺ちょっと私とその事務局側でちょっと交渉させていた
だいて、一任させていただければと思うんですけど、よろしいでしょ
うか。
- (委員) 結構です。
- (部会長) その辺出たのは絶対入れます。入れますんで。
それでもう一回3月に修正案を出して、それで本会議というか、子
ども・子育て会議のほうへ提出という形になると思いますので。
それで一遍修正をメールか何かで送りますか。どうします。最終的
な。3月の中ごろの会議前に一遍送りますか。いつごろになります。
予定としては。
- (事務局) 2月いっぱい、3月、1週間前には。
- (部会長) そしたらそういう形で完成させていただいて、それで次の次回の会
議に諮って部会を閉じるという形にして、本会議というか、子ども・
子育て会議のほうへ諮りたいと思いますので、これで一応、もう一回
来はるんやで、一応。前に。もう開かない。
- (委員) もう修正だけ。
- (部会長) 修正だけやったら、これ開かないでいきますか。そしたらこれで閉
じるという形で、去年の7月の14日から計6回にわたって、台風と
かいろんな影響もあつて休会になったり、いろいろしましたけども、
皆さん方に貴重な時間とご意見をいただきましてありがとうございます。
無事、一応、提言書はまとめる形となりましたので、皆様のご協力
ありがとうございました。
そしたらこの形で守口市のほうへ、守口市の療育に関する提言書を

完成させ、そして委員会にあげたいと思います。

長時間にわたっておつき合いいただきましてありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

(事務局)

事務連絡があります。

まず私のほうから経過の報告をさせていただきます。

このたび国のほうから、内閣府子ども・子育て本部参事官及び認定こども園担当参事官の7人のほうから、いわゆる局長通知というのがまわりまして、教育・保育施設等における重大事項の再発防止のため、事務的な名称についてという局長通知がなされました。

認定こども園や保育所、幼稚園で万が一児童が死亡するような大きな事故が発生した場合は、すぐさまに検証委員会を立ち上げて、そのうち任命責任として、次、再発防止策を市町村に報告しなさいというような局長通知がありました。その中でメンバー的には局長通知の例のほうでは、学識経験者や医者、弁護士などをそのメンバーに加えるようにという形になっております。

今回、子ども・子育て会議のほうに、この検証委員会の専門委員をちょっと置かせていただきたいと思ひまして、今回2月の条例のほうに議会のほうに提出させていただくんですけども、やはりこの懸案事項が発生すれば、すぐさまに検証しなければ事故の原因、あるいはこれから事故の防止に時期を逃してしまうということで、本来こういう検証委員会を開くような事案は発生しないのがいいに決まっているんですけども、もし万が一のことに備えまして、検証委員会はいつでもすぐ検証できるという体制を整えたいと思ひまして、このたび子ども・子育て会議の条例のほうを2月議会のほうに上程させていただきました。条例が可決されましたら、また3月14日の子ども・子育て会議のほうで詳しくご報告させていただきますので、現在はそういう途中経過でございますので、皆様にちょっとお耳に入れさせていただきます。よろしくお願ひします。

(事務局)

先ほど会長からもありましたとおり、本日の会議をもちまして、守口市保育・療育検討部会につきましては終了となります。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

守口市保育・療育検討部会で作成していただいた提言書につきましては、来月3月14日、一度ご連絡だけはさせていただいているとは思いますが、午後から開催する第17回守口市子ども・子育て会議にて、子ども・子育て会議から守口市に対してという形で提言書を提出していただく形となります。

子ども・子育て会議の具体的な時間や、会場など、詳細につきましては、後日また追ってご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(部会長)

最後に、大西部長のほうから何か一言いただけますか。

(事務局)

すいません、最後になりますけれども、本日第6回目の保育・療育検討部会ですが、この7月から、期間として8か月間、本当に皆さん、他にも本来の職もおありでもありますのに、市のために療育部会にご参加をいただきまして、本当にありがとうございます。

今回、いろいろ議論をいただきまして、まさに市のほうといたしましては、今回の無償化もありますけれども、その通常の保育・幼児教育、それも大事なものでることながら、この療育の部分についてはやはり法律の担う部分が大きいように思っております。ただその中で今後も民間さんとやっぱり力を合わせた中で実施していかないことには、なかなか市の幼児教育のほうがり立っていかないというふうな状況にもあります。そういったためにご提言をいただくような形をとらせていただいたんですけれども、今回、次回ですけれども、ご提言をいただいた中で、それを受けとめまして、私も子ども部のほうといたしましては、今後、市の方針を徹底させていただいて、この提言に沿った形で進めさせていただけるように努力してまいりますので、どうも本当にありがとうございました。

(部会長)

そしたらこれをもちまして、閉会させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。